

女性就業支援センター関係事業の業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問と回答

事業名	質問	回答
チャレンジジョブ支援事業	目標となる件数について、カウント方法について教えていただけますでしょうか。	企業から請け負った単発業務または一部を切り出した自社の業務と本事業に登録された無職の女性とのマッチング延べ件数です。（例：4月にA業務、5月にB業務を募集し、無職のCさんがどちらにも応募し、マッチングした場合は、2件とカウントします。ただし、Cさんが4月にA業務を2回以上マッチングしても1件とカウントします。）
チャレンジジョブ支援事業	無職の女性を対象となっていますが、有職との線引きについて教えてください。主婦、家事手伝い、パート、フリーター等は無職となりますか。	無職とは、マッチング時点で職に就いていない者を意味しており、正規・非正規を問わず、在職者は対象外となります。
チャレンジジョブ支援事業	事業に参加する女性は説明会への参加は必須でしょうか。	事業への参加にあたっては、事業内容のご説明をしていただく必要があります。ただし、説明会の実施としても、個別説明等での対応としても、仕様書に記載のとおり「3目標」の件数が達成できるのであれば方法は問いません。説明方法を企画提案にご記載ください。
チャレンジジョブ支援事業	「家内労働法に基づく手続き」について、家内労働として定義される業務が発生した時のみ行うという理解で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。家内労働法に基づく手続きや請負契約等の手続きが必要になると認識しております。
チャレンジジョブ支援事業	4-(2)-② 「業務を実際に実施する女性は、本事業の登録女性の中から受託者が募集する」とあるが、富山県女性就業支援センターに既に登録している女性からの募集ではなく、本事業の登録者か。前年、前々年度などの登録者は対象外となるのか。	富山県女性就業支援センターに既に登録している女性からの募集だけでなく、本事業の実施にあたり、新たに募集をいただく必要がございます。なお、本事業への登録にあたっては、女性就業支援センターへの登録も必須とします。また、前年、前々年度などの登録者を除外するものではありませんので、令和4年度事業として参加登録は可能です。
女性の多様な働き方支援事業	在宅ワーカー育成研修の開催について、③のセミナーは「④実践機会の提供」の後に実施することは可能でしょうか。また、2回程度の実施とありますが、それぞれ時期を変えて実施してもよろしいでしょうか。	→実践機会の提供の後に、育成研修を実施することも可能です。 →時期を変えて実施しても構いません。
女性の多様な働き方支援事業	3 「在宅ワーク育成研修に参加した後、これからの働き方を考えた研修参加者40名」とあるが、スキルトレーニングに未参加であっても、在宅ワークスタートアップセミナーに参加した方は、研修参加者となるか。	研修参加者には、在宅ワーク育成研修の①～④に、できるだけ参加していただきたいと考えていますが、スキルトレーニングに未参加であっても、在宅ワークスタートアップセミナーに参加した方は、研修参加者となります。
女性の多様な働き方支援事業	4-(1)-②④ 「実践機会の提供」とは、インターンシップという位置づけでよいか。スキルトレーニング参加者が、スキルトレーニング実施中にチャレンジジョブ支援事業の有償の仕事をして問題ないか。また、チャレンジジョブ制度もしくは本事業の課題のどちらかに取り組むとあるが、有償のチャレンジジョブ制度のみ実施、本事業の無償の課題には取り組まない参加者がいても問題ないか。	「実践機会の提供」とは、インターンシップという位置づけでよいか。 →お見込みの通りです。 スキルトレーニング参加者が、スキルトレーニング実施中にチャレンジジョブ支援事業の有償の仕事をして問題ないか。 →問題ありません。 有償のチャレンジジョブ制度のみ実施、本事業の無償の課題には取り組まない参加者がいても問題ないか。 →問題ありません。